

議事要旨(2) IFRSのエンドースメントに関する公開草案【公表議決】

冒頭、小野委員長より、修正国際基準の公開草案について、審議の後、公表を決議する予定であることが説明された。引き続き、小賀坂副委員長（作業部会長）より公開草案の概要及びコメント募集期間についての説明がなされ、また、紙谷ディレクターより、説明資料[審議事項(2)-2-1 から(2)-8]に基づき、前回の委員会以降の修正箇所を中心に詳細な説明がなされた。

説明された内容に対する委員からの主な意見及び質問と、それに対する事務局からの主な回答は次のとおりである。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ IFRS 第 9 号「金融商品」は段階的に開発されているため、適用関係が複雑となっている。IFRS 第 9 号（2009 年）は採択する対象に含めないことや適用時期を 2018 年 1 月 1 日にすることについて賛成するが、念のため現在の指定国際会計基準で任意適用している会社の早期適用を踏まえ、補足いただければと思う。
これに対して、事務局より、以下の説明があった。
 - ・ IAS 第 39 号が適用される中で、IFRS 第 9 号（2010 年）の早期適用を認めることを提案している。詳細としては IFRS 第 9 号（2010 年）の早期適用する場合、IFRS 第 9 号（2010 年）の要求事項のすべてを同時に適用しなければならず、関連する他の基準の規定の修正も適用することを提案している。また、IFRS 第 9 号（2013 年）は今回採択する対象ではないため、早期適用できない。
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 本件は様々な立場の方々の意見を踏まえ合意形成を行っていくため、難しい案件であった。公開草案の公表にまでたどりついたことについて、まずは ASBJ のスタッフや作業部会の委員各位に対して敬意を表したい。しかし、最終基準が完成して定着し、安定的に運用されるところまでが終わって初めて基準開発であるので、手を緩めずに引き続き検討してほしい。特に確定給付負債又は資産（純額）の再測定についてリサイクリングを行うよう「削除又は修正」する理由は、リサイクリングのトリガーにこだわりすぎているのではないかという疑問もあり、十分に納得していないため、公開草案を公表した後も引き続き検討してほしい。
これに対して、事務局より、以下の説明があった。
 - ・ その他包括利益に計上された項目はすべてリサイクリング処理することを国際的に主張している中で、確定給付負債又は資産（純額）の再測定については説明が難しいことが指摘されている。公開草案に記載した理由に対するパブリックコメントの結果を踏まえ、よりよい理由づけを検討していく。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 当初多くの「削除又は修正」する項目を予想する向きもあった中で今回 2 つの項目に絞ることができたことは、日本の立ち位置が IFRS と大きく離れていないことを内外に示す点で、意義があると考ええる。これらの項目は我が国における基本的な考え方を踏まえて意見発信を行っているという位置づけと理解している。今後、この我が国における基本的な考え方を変容させることで「削除又は修正」する項目が広がることを懸念しており、そのようなことがないようにしなければならない。
 - ・ 今回の公開草案では、実務上の困難さの観点から抽出された項目については「削除又は修正」されていない。その大きな理由として、諸外国の企業が IFRS の規定をほとんど「削除又は修正」していない中で、日本だけが実務上の困難さの観点から「削除又は修正」することの説明が困難だということがあった。このことを踏まえた場合、今後、実務上の困難さの観点から「削除又は修正」を考えるような場面を想定されないと理解しているが、もし、事務局で想定があれば教えてほしい。

これに対して、事務局より、以下の説明があった。

- ・ 我が国における基本的な考え方は従来から基本的に変わっておらず、どのようなメッセージとして盛り込むかが議論になったと思われる。今後開発される会計基準等については IASB の基準開発の状況によるため、IASB における開発状況から積極的に関与し、「削除又は修正」する項目を最小限にとどめなければならないと考えられる。
 - ・ 実務上の困難さがあるものについて、今後、「削除又は修正」を想定しているものはないが、業種固有の論点に関しては、IASB に意見発信を行う性質のものではないが、任意適用の進展に伴って、将来的に見直しの可能性がある。
-
- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 今回の公開草案は、これまでの ASAF などを通じた ASBJ の主張と整合するところであるため、内容について反対はない。今後について、任意適用の積上げのためには、ガイダンスや教育文書を整備していくことは重要である。ガイダンスや教育文書の開発の対象の調査などが必要となるが、そのスケジュール感はどのように考えられているか。
- これに対して、事務局より、以下の説明があった。
- ・ 作業部会においては、ガイダンスや教育文書の作成を検討する項目の抽出を行っているが、議論は深まっていない。重要性は理解しており、規範性のあるガイダンスか解説的な教育文書かの選択を含めて検討していきたい。
-
- ある委員より、次の発言があった。

- ・ 今回「削除又は修正」を提案している 2 項目は ASAF 等を通じて意見発信を行っている項目であり、この 2 点に絞って「削除又は修正」を行った修正国際基準を提案することはとても意義のあることだと思う。公開草案に対しての反論は、表面的な意見ではなく、明確な論拠を示した反論であることが望まれる。実務上の困難さの観点から抽出された項目については「削除又は修正」を行っていないため、ガイダンスや教育文書により、実務負担を軽減する道を探ってほしい。

これに対して、事務局より、以下の説明があった。

- ・ 今回の取組みについて、様々な意見が聞かれることが予想されるが、公開草案を公表した後は、ASBJ としてなぜこの 2 つの項目を「削除又は修正」したかについて、その意義や背景を含めて十分に説明して理解を求めたい。
- ある委員より、次の発言があった。
- ・ 公開草案を公表して、コメントを募集し、意見を聞いてより良い基準にしていきたい。
 - ・ IFRS のエンドースメント手続は、企業会計基準審議会での IFRS の任意適用の積上げの施策として始まった。そこでは、一つ一つの基準を評価していくことが必要という意見が聞かれており、実際にこの手続を通じて関係者の深い理解につながったと考えている。
 - ・ 今回のエンドースメント手続は、想定よりも時間がかかっていると思う。今後同じように時間をかけると、IASB の基準の開発と同時にエンドースメントしていくことは難しい。意見発信と有機的に連動して効率的に実施していくことが必要である。
 - ・ IFRS の任意適用を積み上げていくうえでも、「削除又は修正」する項目を最小限にしてエンドースメント手続を行うことが重要だと考えており、今回「削除又は修正」する項目を 2 つに絞ったことは一定の成果と考えている。
 - ・ この修正国際基準を公開草案として公表することにより、ピュアな IFRS を適用している企業が不安を感じる可能性があり、不安を感じる必要がないことについて、今後の説明で配慮していくことが必要である。その意味では当委員会でも求められる範囲外かもしれないが、制度上の位置づけが最終基準になるまでに確立されていることが必要と考えている。
- あるオブザーバーより、次の発言があった。
- ・ 周知する際には、意義についての議論に集中することが想定されるが、修正国際基準と IASB により公表された IFRS の内容面の違いについて説明することを心掛けてほしい。
 - ・ 今後定期的にエンドースメント手続を行っていく中で、IASB により、例えばのれんを償却するような基準に改正された場合、今回の企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 1 号は不要になると考えられる。その時の手順はどのようになるのか。

これに対して、事務局より、以下の説明があった。

- ・ 修正国際基準と IASB により公表された IFRS の内容面の違いについて、特に一般の方々にはリサイクリングについてなじみがないので、丁寧に周知していく必要がある。
- ・ 今回の修正国際基準の提案は、当面の取扱いという位置づけであるので、解消されることを願っているが、将来的にどのようなようになっていくか、現状では想定することは難しい。

- ある委員より、次の発言があった。
 - ・ 会計基準の名称の中に「IFRS」が入った意味は大きい。名称に「IFRS」が入るかは企業が修正国際基準を採用するかに大きく影響する。使われない基準では意見発信が弱くなる。
 - ・ 「削除又は修正」が加えられた会計基準とそうでない基準、どちらを採用するにしても、その経験を踏まえた意見発信は有意義なものとなる。パブリックコメントでは、建設的な議論のために採用することを想定したコメントが望まれる。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、委員 13 名全員の賛成により、修正国際基準の公開草案（内容としては、「修正国際基準の適用（案）」、「企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 1 号「のれんの会計処理（案）」」及び「企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 2 号「その他の包括利益の会計処理（案）」」）を公表することが承認された。

以 上